

外国子会社配当益金不算入の対象とならない剰余金の配当等の
額のうち特定課税対象金額を超える金額等に対応する控除対
象外国法人税額に関する明細書

事 業 年 度	：	：	法人名	
---------	---	---	-----	--

外国法人の名称等	名 称	1					
	本店務又はの主たる在	国 名 又 は 地 域 名	2				
		所 在 地	3				
	発行済株式等の保有割合		4	%	%	%	%
	発行済株式等の通算保有割合		5	%	%	%	%
剰余金の配当等に係る外国法人税額	税 種	目	6				
	納 付 確 定 日 又 は 納 付 日		7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	課 税 標 準		8				
	税 率		9	%	%	%	%
	税 額	(8) × (9)	10				
納さ 付け た外 も国 の法 と人 み税 な額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定		11				
	(11)の規定の適用がないものとした場合の外国法人税額(8) × 税率		12	(%)	(%)	(%)	(%)
	みなし納付外国法人税額(12) − (10)		13				
控 除 対 象 外 国 法 人 税 額	外国法人税額の合計(10) + (13)		14				
	損 金 算 入 配 当 を 受 け る 場 合	外国子会社配当益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額	15				
		(15)のうち措置法第66条の8第3項又は第9項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額(別表十七(三の七)「25」)	16				
		益金算入される損金算入配当等の額(15) − (16)	17				
		(14)のうち(17)に対応する金額	18				
	上配 記当 以等 外を の受 剩け 余る 金場 の合	措置法第66条の8第1項、第3項、第7項又は第9項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額(別表十七(三の七)「27」)	19				
		益金算入される剰余金の配当等の額(別表十七(三の七)「9」) − (19)	20				
		(14)のうち(20)に対応する金額	21				
法 人 税 額	控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 ((8) × 35%) と ((18) 又は (21)) のうち少ない金額		22				
	納 付 分	(22) × $\frac{(10)}{(14)}$	23	(円)	(円)	(円)	(円)
	み 納 付 分	(22) − (23)	24	(円)	(円)	(円)	(円)
	納付した控除対象外国法人税額((23)欄の合計)		25				円
	納付したとみなされる控除対象外国法人税額((24)欄の合計)		26				

別表六四の二 令七・四・一以後終了事業年度分